高石市手話言語の理解及び普及並びにコミュニケーション手段の利用を促進する条例

令和７年（2025年）４月１日施行

高石市では、障がいのある人もない人も、お互いの人格と個性を尊重し合いながら、安心して心豊かに暮らすことのできる共生社会の実現を目指して、本条例を制定しました。

２つの目的

手話への理解の促進及び普及

手話はろう者にとっての単なるコミュニケーション手段でなく、独自の文法体系を持つ言語であることを認識し、手話に対する市民の理解を深め、障がいのある方があらゆる機会で手話を使用し、意思疎通が図れる社会の実現を目指します。

障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進

障がいのある方が、日常生活のあらゆる場面で、障がいの種類、程度に応じて自分に合ったコミュニケーション手段を用いて情報を取得したり、意思疎通が図れる環境を整えることを目指します。

基本理念

○手話が独自の言語であることを基本とし、ろう者にとって手話がコミュニケーションを図る上でかけがえのない大切な手段であるとの認識に基づき、手話への理解の促進及び普及を行います。

○障がいの有無に関わらず、全ての人が互いの違いを理解し、人格と個性を尊重し合うことを基本とし、手話等コミュニケーション手段が障がい者にとって日常生活及び社会生活を営む上で必要不可欠であるとの認識に基づき、手話等コミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備を行います。

市の責務

○手話への理解を深め、手話が言語であることを広める

○障がいの特性によってさまざまなコミュニケーション手段があることを理解し、利用しやすい環境を整える

○市の取組みは、障がいのある人だけでなく、すべての市民の情報取得やコミュニケーションの利用につながることを理解する

市民の役割

○基本理念を理解する

○市が条例で決めたことを進めるための取組みに協力する

事業者の役割

○基本理念を理解する

○市が条例で決めたことを進めるための取組みに協力する

○障がいのある人が自分に合ったコミュニケーション手段を利用できるよう合理的な配慮を行う

障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の例

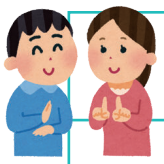

手話	手や指、体の動きや表情などの視覚情報により意思の疎通などを行うもの
要約筆記	パソコンやノートに筆記するなどの方法で音声情報を要約し、文字などで情報を伝えるもの
点字	平面から盛り上がった６つの点の組み合わせにより文字を表現するもの
音訳	文字や図表などの情報を音声化し伝えるもの
コミュニケーションボード	話したいこと、伝えたいことを絵や図などにしたボードにより意思を伝えるもの
平易な表現	難しい言葉や日本語が苦手な人にもわかりやすいように、表現をかえるなどの配慮を行い伝えるもの

わたしたちにできること

障がいのある人が日常生活でコミュニケーションをとる際に、さまざまな「困りごと」を感じることがあります。一人ひとりが、お互いにコミュニケーションの方法を工夫するだけで、多くのことを話したり、助け合ったりすることができます。大切なことは、その人に伝えようとする気持ちです。そして、その人に合った伝え方を心掛けることです。

聴覚障がいのある方への配慮

・音声によるコミュニケーションが難しいため、紙に書いたり、スマホに打ち込んだ文字を見せて伝える。
・口の動きや表情を見せながら、ゆっくり話す。・身振り手振りを交えて話す。

視覚障がいのある方への配慮

・飲食店などで、メニューを代わりに読み上げたり、点字のメニューを用意する。
・誘導するときは、相手に自分のひじや肩を持ってもらって誘導する。

知的・精神障がいのある方への配慮

・難しい表現を避けて、「はい」「いいえ」で答えられるよう簡単な表現となるように工夫する。
・自分の言葉で意思を伝えにくいため、地図や写真、イラストを交えてわかりやすく説明し、思いを聴く。

お問い合わせ先
高石市　保健福祉部　高齢・障がい福祉課　電話 072-275-6294　ファクシミリ　072-265-3100
メール　syougaifukushi@city.takaishi.lg.jp

【ユニボイスについて】 ユニボイスのコードをよみこむと、このページのもじデータがよみあげられます。